

地域協働支援センター貸し室利用料

単位：(円)

室名	区分	午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日	時間延長 (1時間)
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	
多目的ホール (全体)	平日	4,400	7,120	8,800	11,520	15,920	20,320	2,510
	冷暖房料	880	1,420	1,760	2,300	3,180	4,060	500
	土日休	5,440	8,590	10,680	14,030	19,270	24,710	3,140
	冷暖房料	1,080	1,710	2,130	2,800	3,850	4,940	620
多目的ホール (A)	平日	2,510	4,080	5,020	6,590	9,100	11,610	1,460
	冷暖房料	500	810	1,000	1,310	1,820	2,320	290
	土日休	3,240	5,130	6,280	8,370	11,410	14,650	1,880
	冷暖房料	640	1,020	1,250	1,670	2,280	2,930	370
多目的ホール (B)	平日	2,820	4,600	5,650	7,420	10,250	13,070	1,570
	冷暖房料	560	920	1,130	1,480	2,050	2,610	310
	土日休	3,560	5,550	6,910	9,110	12,460	16,020	2,090
	冷暖房料	710	1,110	1,380	1,820	2,490	3,200	410
ホワイエ	基本料	1,570	2,510	3,140	4,080	5,650	7,220	830
	冷暖房料	310	500	620	810	1,130	1,440	160
控室1 控室2	基本料	940	1,460	1,880	2,400	3,340	4,280	520
	冷暖房料	180	290	370	480	660	850	100
フードスタジオ	基本料	2,510	3,980	5,020	6,490	9,000	11,510	1,460
	冷暖房料	500	790	1,000	1,290	1,800	2,300	290
研修室1	全室	1,570	2,510	3,140	4,080	5,650	7,220	830
	冷暖房料	310	500	620	810	1,130	1,440	160
	分割	940	1,460	1,880	2,400	3,340	4,280	520
	冷暖房料	180	290	370	480	660	850	100
研修室2	基本料	2,510	3,980	5,020	6,490	9,000	11,510	1,460
	冷暖房料	500	790	1,000	1,290	1,800	2,300	290
親子ふれあい広場 (託児室)	基本料	1,570	2,510	3,140	4,080	5,650	7,220	830
	冷暖房料	310	500	620	810	1,130	1,440	160
親子ふれあい広場 (和室)	基本料	1,570	2,510	3,140	4,080	5,650	7,220	830
	冷暖房料	310	500	620	810	1,130	1,440	160

- 1 利用料には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みます。
- 2 ホワイエは、他の利用者による多目的ホールの利用が無い場合に限り、利用することができます。
- 3 ホワイエの利用料は、ホワイエを多目的ホールと併用する場合は、無料とします。
- 4 控室1及び控室2は、多目的ホールを利用する場合に限り、利用することができます。
- 5 親子ふれあい広場及び和室の利用料は、専有して利用する場合に限り、徴収します。
- 6 時間延長とは、使用区分を超えて利用することをいい
 当該利用区分を越えて利用する時間に 一時間未満の端数がある場合は、一時間とみなします。
- 7 次の各号に掲げる場合の利用料は、基本利用料に当該各号に定める割合を乗じて得た額とします。
 ただし、控室1及び控室2の利用料は、基本利用料とします。
 - ① 入場料、会費等を徴収する場合 200/100
 - ② 入場料、会費等を徴収しないで商業宣伝等(招待券の発行を含む。)を行う場合 200/100
 - ③ 物品を販売する場合 300/100
 - ④ 多目的ホールの利用の際、飲食する場合 300/100
- 8 冷暖房を利用する場合は、基本利用料に100の20を乗じて得た額を加算します。
- 9 利用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 10 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日です。